参考資料１

システム標準化等に伴うPIA実施について

１　システム標準化に伴うPIAの実施

住民基本台帳等の20の対象事務の処理に係る地方公共団体が利用する情報システムを、ガバメントクラウドを利用し、国が定める標準仕様に準拠したシステムへの移行を進める。

システムの改修により、重要な変更が生じるため、PIAの実施が必要となる。

２　令和6年度における実施概要

(1)全項目評価を行っている全事務で利用している「業務共通システム」の標準仕様への準拠及びガバメントクラウドへの移行

(2)住民基本台帳に関する事務で利用している「住民記録システム(既存住民基本台帳システム)」の標準仕様への準拠及びガバメントクラウドへの移行

(3)後期高齢者医療事務で利用している「福祉システム」のガバメントクラウドへの移行

(4)後期高齢者医療事務及び国民健康保険に関する事務における、令和6年9月20日改正番号利用条例に基づく医療保険給付関係情報の移転

評価書番号	事務の名称	所管課	変更内容			
			(1)	(2)	(3)	(4)
1	住民基本台帳に関する事務	区政推進課	○	○		
2	個人市民税に関する事務	税制課 課税管理課 納税管理課	○			
3	固定資産税・都市計画税に関する事務		○			
5	介護保険に関する事務	介護保険管理課	○			
19	後期高齢者医療事務	健康保険課	○		○	○
26	国民健康保険に関する事務		○			○
27	国民年金に関する事務		○			
39	予防接種に関する事務	医療政策課	○			

３「重要な変更」について

特定個人情報ファイルに対する「重要な変更」とは、重点項目評価書又は全項目評価書の記載項目のうち「特定個人情報保護評価指針」の別表に定めるものについての変更とされている。ただし、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更は、重要な変更には当たらないものとされている。

参考資料１

	評価書 項目番号	重要な変更の対象である全項目評価書の記載項目	今回の変更 の該当
1	Ⅰ-1①	特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容	
2	Ⅰ-5	個人番号の利用	
3	Ⅰ-6	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
4	Ⅱ-2①	特定個人情報ファイルの種類	
5	Ⅱ-2③	特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲	
6	Ⅱ-2④	特定個人情報ファイルに記録される主な項目	
7	Ⅱ-3①	特定個人情報の入手元	
8	Ⅱ-3⑥	特定個人情報の使用目的	
9	Ⅱ-3⑦	特定個人情報の使用部署	
10	Ⅱ-3⑧	特定個人情報の使用方法	
11	Ⅱ-3⑧	特定個人情報の突合	
12	Ⅱ-3⑧	特定個人情報の統計分析	
13	Ⅱ-3⑧	特定個人情報の使用による個人の権利利益に影響を与え得る決定	
14	Ⅱ-4	特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無	
15	Ⅱ-4②	取扱いを委託する特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲	
16	Ⅱ-4⑦	特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無	
17	Ⅱ-6①	特定個人情報の保管場所	あり
18	Ⅲ	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（重大事故の発生を除く。）	あり （※1）
19	Ⅳ	その他のリスク対策	あり

※1　システム標準化による変更箇所は「Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去」、後期高齢者医療事務における医療保険給付関係情報の移転による変更箇所は「Ⅲ-5. 特定個人情報の提供・移転」が該当する。

※2　上記の他、「重要な変更」に当たらない記載項目においても、システム標準化及び医療保険給付関係情報の移転に伴う記載の変更を行う。

４ その他

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、令和6年5月27日に施行されたほか、同年4月１日付で特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針が改正された。

これらの改正に伴い、全項目評価書Ⅰの「5. 個人番号の利用」、「6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の「法令上の根拠」等について記載の修正を行ったほか、重要な変更に当たらない必要な修正を実施済み。